

本書は「プレザンス ジェネ 新栄町駅前 葵」管理規約に相違ないことを証します。
規約第79条第1項に基づき、記名押印いたします。

年 月 日

プレザンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理組合

理 事 長 _____ 印

区分所有者 _____ 印

区分所有者 _____ 印

【規約変更履歴】

総会決議日	条番号	変更内容
上記内容は、総会の議事録の内容と相違ありません。		
理 事 長 _____ 印		
総会決議日	条番号	変更内容
上記内容は、総会の議事録の内容と相違ありません。		
理 事 長 _____ 印		

【規約変更履歴】

総会決議日	条番号	変更内容
上記内容は、総会の議事録の内容と相違ありません。		
理 事 長 _____ 印		
総会決議日	条番号	変更内容
上記内容は、総会の議事録の内容と相違ありません。		
理 事 長 _____ 印		
総会決議日	条番号	変更内容
上記内容は、総会の議事録の内容と相違ありません。		
理 事 長 _____ 印		

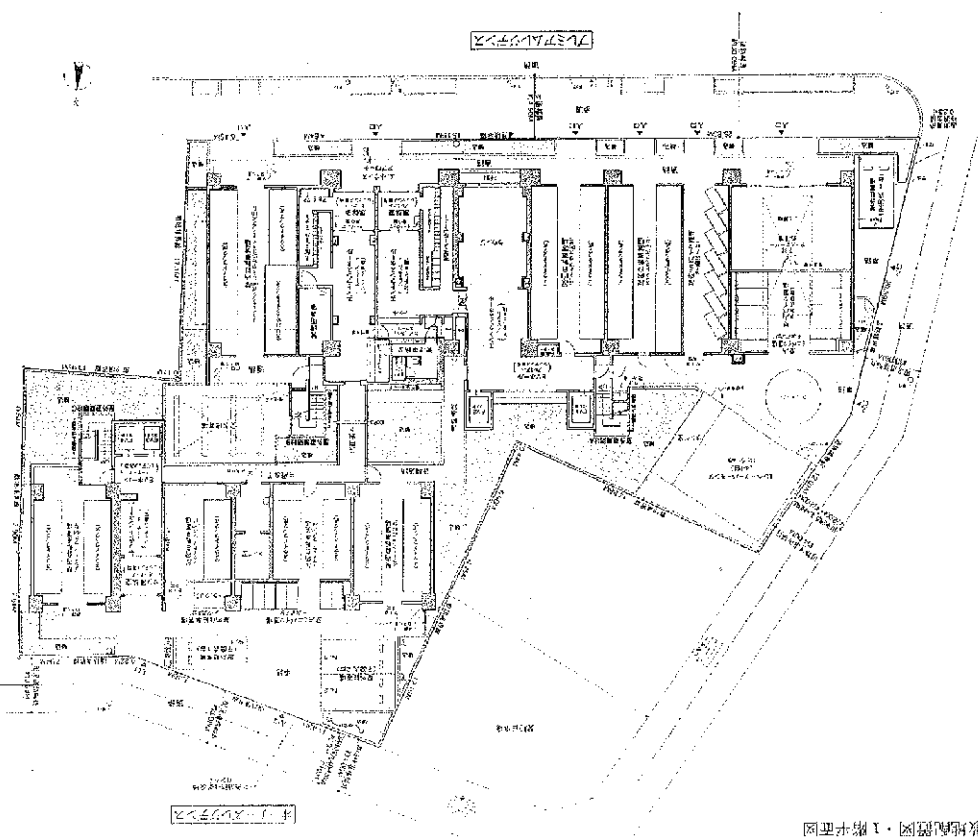
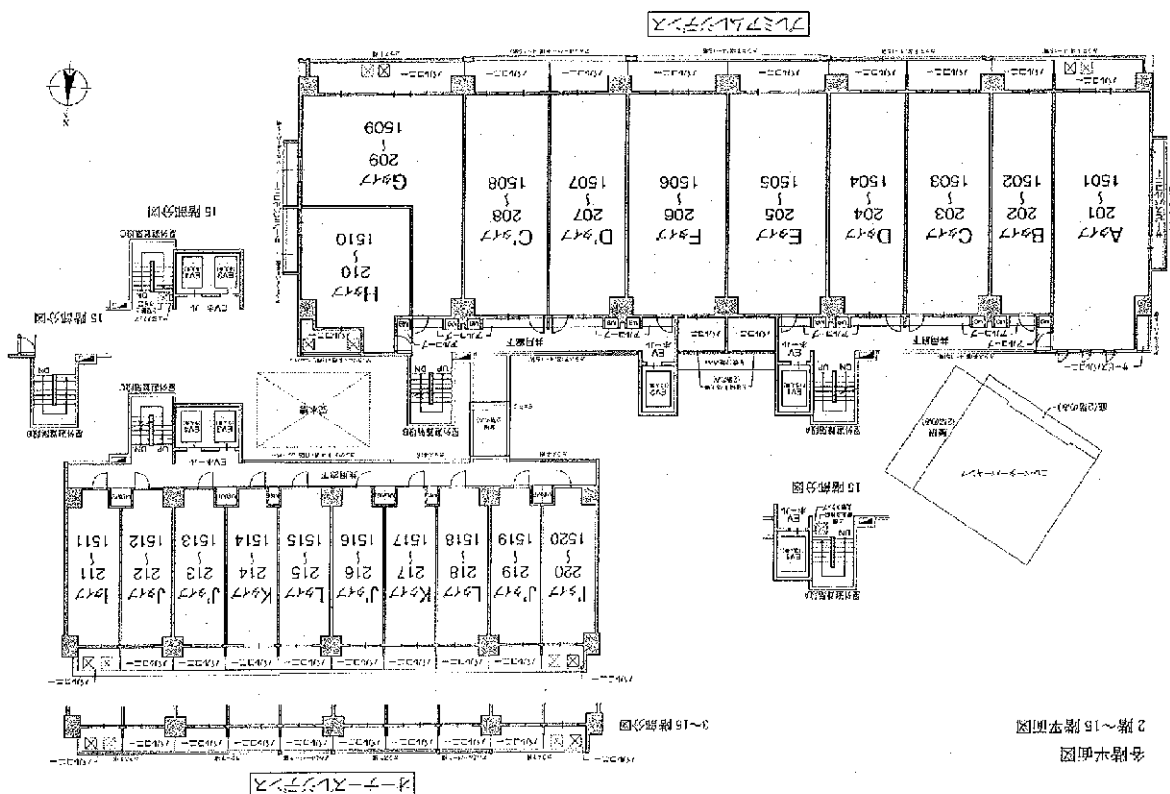
規約対象物件の表示 (規約第4条による)

物件名	プレザンス ジェネ 新栄駅前 葉	
	所在地	愛知県名古屋市中区葉一丁目2204番(地番) 愛知県名古屋市中区葉一丁目2201番1の一部(地番)
敷地	面積	1,972.19㎡(登記簿面積) 1,808.22㎡(実測面積、売買対象面積) 1,807.62㎡(建築確認対象面積)
	権利関係	区分所有者の共有持分割合による敷地利用権(所有権)
建物	住居表示	建物竣工後、確定
	構造等	鉄筋コンクリート造陸屋根 地上15階建 共同住宅・バイク置場・ミニバイク置場・自転車置場 1棟 鉄骨造鉄板葺 地上1階建 エレベーターパーキング 1棟
	専有部分	建築面積 1,198.56㎡ 延床面積 13,939.62㎡ 住戸 280戸
	附属施設	外構、フェンス、外灯設備、室外機置場、ベットの足洗い場、植込、通路、連絡通路、車路、屋外駐車場等

共用部分の範囲 (規約第8条による)

1	「専有部分に属さない建物の部分」 エントランスアプローチ、風除室、サブ風除室、エントランスホール、サブエントランスホール、ラウンジ、コンシエールジュエスペース、カウンタ、エレベーターホール、エレベーターシャフト、宅配・メールコーナ、共用廊下、屋外避難階段、外壁、屋上、屋根、庇、バルコニー、サードバルコニー、アルコーブ、パイプスペース、電気盤スペース、アンテナ基礎、避雷針基礎、消火用給水構基礎、屋上点検口、建物躯体(構造柱、構造壁、梁、スラブ等)、基礎、その他基本的構造部分、外気に接する住戸の窓枠・窓ガラス、網戸(ブリーツ網戸を除く)、コンクリート手摺、ガラス手摺、アルミルーバー手摺、可動式ルーバー面格子、玄関扉、防火戸、防火扉(常開)、防火シャッター、管理用扉、侵入防止柵、E X P、J、忍び返し、管理用タラップ、避難防止バイブ、バリカー、ガードバイブ等
2	「専有部分に属さない建物の付属設備」 給排水・衛生設備、排気・通気設備、ディスプレイボーター設備(専有部分内機器除く)、ディスプレイボーター処置槽、防犯・防災設備、電気設備、照明設備、受信受信設備、通信設備、避雷設備、避難設備、ガス設備、消防設備、各引込設備、各ガス設備、消火用給水槽、受水槽、メールボックス、宅配ボックス、エレベーター設備、オートロック設備、インターホン設備、エレベーターパーキング、ターニングテーブル、電気自動車専用充電コンセント、駐輪設備、床下点検口等
3	「規約共用部分」 管理事務室、管理用トイレ、管理用倉庫、ポンプ室、ボイラ室、屋内バイク置場、屋内ミニバイク置場、屋内自転車置場、ゴミ置場、坪庭等

※規約共用部分は、法務局の指導により変更になる場合があります。



専有部分修繕等工事申請書		年	月	日
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理組合理事長 殿				
(申請者) プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 _____ 号室				
私は、下記の通り専有部分の修繕等の工事を実施したたく、管理規約第34条及び一般使用細則第5条の規定により以下の通り申請いたします。				
向、工事に際しては、管理規約並びに使用細則の各条項を遵守すると共に、万一工事中又は工事完了後にトラブルが生じた場合には、当方の責任と負担において解決いたします。				
1. 対象住戸	号室			
2. 工事内容				
3. 工事期間	年	月	日	年
4. 施工業者	(業者名)			(担当者名)
5. 添付書類	設計図、仕様書及び工程表			
上記届出に関して、 () 実施することを承認いたします。 () 以下の条件を付して承認いたします。				
(条件) _____				
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理組合理事長 殿				

※本書記載の個人情報に関しては、次に定める場合の他、規約及び使用細則の定めに基づく管理組合運営のために必要な場合に限り使用いたします。

1. 公的調査機関の調査要請により通知する場合
2. 管理委託契約の通知義務に基づき委託管理会社に通知する場合
3. 関係法令適合を確認するため、特定行政庁の建築指導担当部局に相談する場合

区分所有者変更届		年	月	日
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理組合理事長 殿				
(届出者) (旧組合員) _____				
(新組合員) _____				
この際、区分所有者が変更になりましたので、管理規約第34条の規定により以下の通り届出いたします。				
1. 対象住戸	号室			
2. 所有権移動日	年	月	日	
3. 管理費等負担区分	年	月	分	より、新組合員が負担いたします。
4. 連絡先等	(住所)			
	(旧組合員)			
	(郵便番号)			(電話番号)
5. 連絡先等	(住所)			
	(新組合員)			
	(郵便番号)			(電話番号)
※新組合員がマンションに入居する場合は、電話番号のみご記入下さい。				
6. 旧組合員の承認事項	区分所有権の喪失に伴い、専用使用権を有していた駐車場・駐輪場等の専用使用権が喪失することを承認いたします。			
7. 新組合員の誓約事項	対象住戸の区分所有するにあたり、管理規約及び使用細則等諸細則を遵守すると共に、旧組合員の権利、義務を継承することを誓約いたします。			
8. 仲介業者	(業者名)			
	(電話番号)			(担当者名)

※本書記載の個人情報に関しては、次に定める場合の他、規約及び使用細則の定めに基づく管理組合運営のために必要な場合に限り使用いたします。

1. 公的調査機関の調査要請により通知する場合
2. 管理委託契約の通知義務に基づき委託管理会社に通知する場合

第三者使用に関する届出および誓約書

ブレサンス ジェネ 新栄町駅前 葉
管理組合理事長 殿

年 月 日

(届出者)

印

この度、私の所有部分を第三者に使用させることにいたしましたので、管理規約第21条および第34条の規定により以下の通り届出いたします。

1. 対象住戸 号室
2. 使用者の入居日 年 月 日
3. 区分所有者との関係 賃借人・親子・兄弟姉妹・その他親族
(○で囲む) その他 ()
4. 連絡先等 (氏名) 印
(使用者) (住所) (郵便番号) (電話番号) ()

1. 使用者の誓約事項
対象住戸を使用するにあたり、管理規約及び使用細則等諸細則を遵守すること
を誓約いたします。

2. 連絡先 (区分所有者) (住所) (郵便番号) (電話番号) ()
3. 仲介業者 (業者名) (電話番号) () (担当者名) ()

※本書記載の個人情報に関しては、次に定める場合の他、規約及び使用細則の定めに基づく管理組合運営のために必要な場合に限り使用いたします。

1. 公的調査機関の調査要請により通知する場合
2. 管理委託契約の通知義務に基づき委託管理会社に通知する場合

緊急連絡先届

ブレサンス ジェネ 新栄町駅前 葉
管理組合理事長 殿

年 月 日

この度、ブレサンス ジェネ 新栄町駅前 葉に入居いたしますので、管理規約第34条の規定により届出いたします。

部屋番号	号室	入居日	年	月	日
(世帯主)					
フリガナ					
氏名			年	月	日生 男・女
自宅TEL	()	-	携帯電話等	()	
勤務先	名称		所属 (部署)		
	所在地		TEL	()	-
(同居家族・入居者) …… 世帯主以外					
氏名	続柄		携帯電話等		連絡先名
	()		-		
	()		-		
	()		-		
	()		-		
	()		-		
(親族・知人等の緊急連絡先電話番号)					
氏名	続柄		自宅等		携帯電話
	()		()		()
	()		()		()
(区分所有者) ※上記世帯主と同じ場合には、記入不要です。					
フリガナ			連絡先	()	
氏名				()	
住所					

※本書記載の個人情報に関しては、次に定める場合の他、規約及び使用細則の定めに基づく管理組合運営のために必要な場合に限り使用いたします。

1. 公的調査機関の調査要請により通知する場合
2. 管理委託契約の通知義務に基づき委託管理会社に通知する場合

長期不在届	
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理組合理事長 殿	年 月 日
(届出者) プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 号室	④
この際、プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵を長期間(1ヶ月以上)不在にいたしますので、 管理規約第34条の規定により以下の通り届出いたします。	
1. 不在期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (予定)	
2. 連絡先等	
(氏名)	
(住所)	
(郵便番号)	(電話番号) ()
切り取らない	
通知受領場所届	
私は、プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理組合の通知を受ける場所について、管理規約第34条の規定により以下の通り届出いたします。	
1. 届出事由 設定・変更・廃止 (専有部分の所在地宛に変更) (○で四囲) ※設定、変更の場合は以下に記入してください。	
2. 通知場所 (氏名) 住所	※上記連絡先と同じ場合、 「上記連絡先」と記入下さい。
(郵便番号)	(電話番号) ()

※本書記載の個人情報に関しては、次に定める場合の他、規約及び使用細則の定めに基づく管理組合運営のために必要な場合に限り使用いたします。

1. 公的調査機関の調査要請により通知する場合
2. 管理委託契約の通知義務に基づき委託管理会社に通知する場合

一般使用細則

(前文)

プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理組合(以下「管理組合」という。)は、プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵(以下「対象物件」という。)区分所有者、その同居人、専有部分の貸与を受けた者並びにその同居人(以下「区分所有者等」という。)の利益を守り、全区分所有者等が快適な共同生活を維持できるより、建物の保全、良好な環境の維持向上に努めることを目的に、対象物件管理規約第19条に基づき、対象物件の使用にあたり一般使用細則(以下「本細則」という。)を定める。

(エレベーター運転)

第1条 エレベーターは「カゴ」内掲示の指示に従って運転すること。また、小さな子供の使用をしないよう注意すること。

(清掃、廃棄の処理)

第2条 建物の美観を維持するため、次の各号に掲げる事項に十分注意するものとする。

- 一 正面玄関、廊下、階段その他共用部分の清掃は管理委託契約の範囲内で管理受託者が行うが、各戸前廊下の清潔保持についてはそれぞれ協力すること
- 二 故意又は過失により共用部分、エレベーターその他の設備を毀損したときはその補修費は個人負担とすること
- 三 塵芥類は、自治体指定の方法で、ポリ袋等に包み、指定の日時にゴミ置場に出すこと
- 四 ガラス製品、空き缶、エアゾール等の危険物は指定の日時にゴミ置場に出すこと
- 五 臨時に大量の廃棄物がある場合は事前に管理会社へ申し出てから処理すること

(防火、消火、避難設備)

第3条 火災予防のため平素から備え付けの消火器具、避難施設の位置、使用方法を熟知すると共に万一の場合は相互に協力し被害を最小限に止めるよう協力するものとする。

- 2 区分所有者等は次の各号に掲げる事項につき特に留意遵守しなければならないこと
 - 一 自然発火、引火爆発のおそれのあるものは対象物件内に持たないこと
 - 二 階段、消火栓、引火爆発の付近には絶対に物を置かないこと
 - 三 出火発見の場合は直ちに非常ベルを押しとともに、119番へ出火場所を通報すること
 - 四 初期消火が大切なので最寄りの消火器、消火栓を使用して消火につとめること
 - 五 避難の際は窓扉を閉じ延焼を防ぐこと
 - 六 避難の際はエレベーターを使用しないこと
 - 七 燃焼材料・カーテン・絨毯等については防火性のものを使用すること
 - 八 各戸になるべく家庭用消火器を備えておくこと

(防犯)

第4条 防犯体制をより確立するため、次の各号に掲げる事項に十分注意しなければならない。

- 一 玄関ドアは常に施錠し、ドアガードをかけておくこと
- 二 来客の応対はインターホン及びドアスコープで確認の上開扉すること
- 三 未知の来客については、ドアガードをつけたまま開扉すること

(理事長の事前承諾又は連絡を要する事項)

第5条 建物の保全及び対象物件内の秩序を維持するため、次の各号に掲げる事項については事前に理事長の書面による同意を得なければならない。

- 一 ピアノ等重量物の搬出入、移動、建物の構造物の変更等、建物の耐久力を害し、又は外観を

損ねるおそれのあるとき

- 二 電気、ガス、給排水、通信等設備、機械器具類を新設、付加、除去又は変更するとき
- 三 専有部分を除く建物の内外に看板、掲示板、広告、宣伝商号文書、図書類、標識等の設置、貼付又は記入するとき
- 四 多数が集まるパーティールームを開演するとき
- 五 区分所有者が他人に貸与し入居者が変わるとき
- 六 専有部分内の内装工事等を行うとき
- 七 玄関扉に補助錠を取付けるとき
- 八 窓ガラス等の開口部改良工事を行うとき
- 九 ホームオートノイズとして使用するとき
- 十 ベットを飼育するとき
- 十一 防犯カメラの記録映像の閲覧を行うとき

(禁止事項)

第6条 秩序の維持向上のため、次に掲げる事項は禁止する。

- 一 敷地内通路における駐車
- 二 敷地内における所定の場所以外の駐車及び駐輪
- 三 専有部分を、居住並びに定められた用途以外に使用すること
- 四 騒音、悪臭を伴う行為、風俗、美観上好ましくない用途、不潔、嫌悪を感じる用途に使用すること
- 五 専有部分の基本構造を変更したり、その外観を変更すること
- 六 本物件の電気、ガス、給排水等の設備の容量及び他の居住者に影響を及ぼす施設、機械器具等（デイスボーター等）を新設、附加又は変更すること
- 七 玄関ホールをはじめ共用部分において高声囁めたり足音を響かせること
- 八 住居内においても近隣の迷惑になるような騒音を発生する行為をすること
- 九 エントランスホール、共用廊下、エレベーター内等で喫煙すること
- 十 共用部分の不法占有及び共用部分（共用廊下等）に私物を置くこと
- 十一 屋外及びタバコの吸殻などを所定の場所以外に放棄したり放散すること
- 十二 窓等から物を投げ捨てること
- 十三 水栓の開放、漏洩、溜水のまま放置すること
- 十四 点検物、発火、爆発のおそれがある危険物又は不潔悪臭のある物品、その他、他に迷惑をかける物品などの持ち込み及び製造をすること
- 十五 バルコニー等にサンルーム、物置等これに類する構築物を構築又は設置すること
- 十六 バルコニー等の手すりに布団・洗濯物等を掛けて干すこと
- 十七 バルコニー等に既設の物干し器具の高さを超える物干しを設置すること
- 十八 ねまき、下着等の姿で、共用廊下・階段を歩くこと
- 十九 共用廊下・階段、エレベーターその他の壁面、床、手すり等に落書き、便をつけること
- 二十 派遣要員に私的雑用を依頼すること
- 二十一 他の居住者に迷惑を及ぼしたり、不快の念を抱かせる行為をすること
- 二十二 対象物件の周辺道路に迷惑駐車すること
- 二十三 理事長からの特別な指示がある場合を除いてバルコニー等に空調機の室外機を床に設置しないで天井・壁面に設置すること
- 二十四 その他、公序良俗に反する行為及び他の居住者に迷惑、危害を及ぼす行為をすること

(マンションの破壊等)

第7条 区分所有者は、故意又は過失により、共用部分、エレベーターその他の諸設備を毀損したときは賠償の責を負うものとする。

- 2 居住者を訪問した来客が廊下、ホール等共用部分又はその附属物を破壊した場合はその居住者が賠償の責を負うものとする。

(意見等)

第8条 他の居住者への意見、批判等は、管理組合理事会に直接申し出てその決定に従うものとする。

附 則

(効力発生)

第1条 本細則は、対象物件管理規約発効の日から施行する。

(改廃)

第2条 本細則の改廃は、総会の決議により行う。

- 2 本細則に定めのない事項については、理事会で協議し決定する。

ホームオフィス使用細則

(前文)

プレサンス ジェネ 新築町駅前 寮 管理組合（以下「管理組合」という。）は、プレサンス ジェネ 新築町駅前 寮（以下「対象物件」という。）区分所有者、同居人、専有部分の貸与を受けた者（以下「居住者」という。）の利益を守り、全居住者が快適な共同生活を維持するために対象物件規約第19条により、ホームオフィス使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

(基本原則)

第1条 対象物件の居住者は、その専有部分の一部をホームオフィス（住居兼事務所）として使用できるものとする。ただし、在宅で業務を行う職業に就いている居住者が住宅として使用しなから業務を行う場合に限る。

(遵守義務)

第2条 専有部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者は、ホームオフィスに勤務する者に対し、本細則を誠実に遵守させ、管理組合の指示に従わなければならない。

(業種の制限及び条件)

第3条 ホームオフィスの業務種目については、いかなる理由があれども風俗営業法に定める業種及び消費者金融、飲食店、物品販売業、サービス業は認めず、下記条件を満たす場合に限る。また、下記条件を満たしても、管理組合が不適当と判断した場合については、事由の如何を問わず認められないものとする。

- 一 集客を目的としないこと
- 二 当該専有部分に隣接する左右、上下階に迷惑な騒音・臭気・振動等が発生しないこと
- 三 危険物、汚物等を取り扱わないこと
- 四 下記以外の業種であること
 - (1) 風俗営業（例・バー、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ等）、性風俗関連特殊営業、消費者金融業、ゲームセンター、カラオケボックス、マージャン店等の遊技場、物品販売業、サービス業、深夜営業を伴う業種、その他、美容室、ネイルサロン、マッサージ、ペット関連等の店舗としての営業
 - (2) 塾、家庭等の業種
 - (3) 宗教団体、政治団体等、勧誘を目的とする業種
 - (4) 暴力団等の公序良俗に反する業種
 - (5) 他の居住者及び近隣に迷惑を及ぼすおそれのある用途を目的とする業種

(ホームオフィス名表示の制限)

第4条 ホームオフィスの表示は1階メールボックスのみとし、看板等については設置できないものとする。なお、1階メールボックスの表示については、個人名と併記とする。また、玄関扉、外壁、バルコニー等、窓ガラス等に看板やシールを設置してはならず、文字の書き込みも禁止するものとする。

(届け出)

第5条 専有部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者は、業務の開始・業務種目の変更・廃業・転売については、理事長に30日以前に書面（別記様式6）をもって届出を行い、許可を得なければならない。また、第三者に譲渡・賃貸・占有せしめる場合においても同様とし、当該居住者は、第三者に対しても充分に認識せしめること。

2 専有部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者は、緊急連絡先届に勤務する者全員の

氏名を記入しなければならない。

(事前承認事項)

第6条 専有部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者は、次の各号に掲げる行為を行う場合は、事前に書面（別記様式7）にて理事会の承認を得なければならない。ただし、内窓により理事会承認を得られない場合があることを了承すること。

- 一 ホームオフィスにて行う会社（法人）定款の変更
- 二 業務種目、屋号等の変更
- 三 大規模改修、模様替え、修繕等
- 四 電気容量・情報通信機器の増設。ただし、戸数制限を受け、変更できない場合があること
- 五 その他、本細則および管理規約にて承認を要するとされる行為

(禁止事項)

第7条 専有部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 放送、カラオケ等、専有部分以外に騒音の影響がある行為
- 二 共用部分への装飾品、日除け、ペーパ等の仮設物の取付・設置
- 三 建物の主要構造部分（梁、壁面等）を欠損させる行為
- 四 設備間換気機器、配管、配線を欠損させる行為
- 五 設備諸室への無断立ち入り
- 六 空調設備（エアコン）等の室外機等の指定場所以外への設置

(途次に対する措置)

第8条 理事会は、専有部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者が、次の各号に掲げる行為を行った場合は警告を行い、当該行為の即時中止又は原状回復を求めることができる。

- 一 前条に規定する禁止事項を違反したとき
 - 二 その他、本細則に違反したとき
- 2 前条に定められた原状回復に要する費用は、全て当該居住者等が負担するものとする。

(大規模改修、模様替え、修繕等)

第9条 専有部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者は、その専有部分の内装（大規模改修、模様替え、修繕等・設備）工事をするにあたり、必ず事前に工事設計図等を理事長（別記前記）に提出し、その専有部分の防災機器等の取付、並びに機能について、理事会の承認を受けなければならない。ただし、工事の内容によっては、理事会に承認されない場合があることを了承すること。なお、関連法令上の必要な資料等を理事会より提示の依頼があった場合は、これに協力するものとする。また、消防法、建築基準法等関連法令を遵守するとともに、他の法令等に従うこと。

(騒音・臭気)

第10条 専有部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者は、業務上といえども他の居住者に迷惑を及ぼすおそれのある外観・衛生・臭気・騒音及び振動等が出ないように努め、万一、問題が生じた場合には自らの責任と負担において対処すること。

(ゴミ処理)

第11条 専有部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者は、ホームオフィスで生ずる事業系一般廃棄物、産業廃棄物等及び大量のゴミの処理については、発生の程度処理し、居住者の責任と負担において対処すること。また、悪臭の発生等により他の居住者に迷惑を及ぼさぬこと。なお、対象物件内のゴミ置場及び共用部分には保管が一切できないこと。

別記様式6

ホームオフィス使用申請書		年	月	日
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理組合理事長 殿				
(申込者) プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵				号室
私は、プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵の専有部分の一部をホームオフィスとして使用したいので、管理規約第84条及びホームオフィス使用細則第5条の規定により以下の通り申込みいたします。 1. 業務開始日 年 月 日 2. 業務時間 午前 午後 午前 午後 午前 午後 分 分 3. 屋号等 4. 業務の種類 5. 業務内容				
切り返し ホームオフィス使用誓約書 プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理組合理事長 殿 年 月 日 (申込者) プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 号室				
私は、プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵の専有部分の一部をホームオフィスとして使用するにあたり、ホームオフィス使用細則、管理規約の内容を遵守し、迷惑を掛けません。万が一違反した場合には、ホームオフィス使用細則第8条に基づき、管理組合の指示に従うことを誓約いたします。				
ホームオフィス使用許可証		年	月	日
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵				号室
様				
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理組合理事長				号室
申請のあったホームオフィスの使用について、承認します。				

※本書記載の個人情報に関しては、次に定める場合の他、規約及び使用細則の定めに基づく管理組合運営のために必要な場合に限り使用いたします。

1. 公的捜査機関の捜査要請により通知する場合
2. 管理委託契約の通知義務に基づき委託管理会社に通知する場合

(営業時間)

第12条 専有部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者は、営業時間を午前8時から午後10時の間に設定するものとする。また、営業時間内であっても午後7時以降は他の居住者にできるだけ迷惑が及ばないよう配慮しなければならない。営業時間前の準備及び営業時間後の後かたづけについては同様とする。

(駐車場)

第13条 来客者の車両については、専有部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者の責任において対応するものとする。

(その他)

第14条 ホームオフィスへの来客に伴う自転車及びバイク等については、住民の迷惑とならないよう各ホームオフィスにおいて責任ある管理を行うこと。

附 則

(効力発生)

第1条 本規約は、対象物件管理規約発効の日から施行する。

(改廃)

第2条 本細則の改廃は、総会の決議により行う。

ホームオフィス使用中止届		年 月 日
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理組合 理事長 殿		
(申込者) プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 号室 ④		
私は、プレサンスジェネ 新栄町駅前 葵の共有部分の一部をホームオフィスとしての使用を中止したいのでホームオフィス使用細則第5条の規定により以下の通り届出いたします。		
1. 使用中止日	年 月 日	
切り取らない		
ホームオフィス使用変更申請書		
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理組合 理事長 殿		年 月 日
(申込者) プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 号室 ④		
私は、使用中のホームオフィスについて変更をしたいので、以下の通り申請いたします。		
1. 変更開始日	年 月 日	
2. 業務時間帯	午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分	
3. 屋号等		
4. 業務の種類		
5. 業務内容		
6. その他		
ホームオフィス変更許可証		年 月 日
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 号室 ④		
切り取り		
申請のあったホームオフィスの変更について、承認します。		

※本書記載の個人情報に関しては、次に定める場合の他、規約及び使用細則の定めに基づく管理組合運営のために必要な場合に限り使用いたします。

1. 公的調査機関の調査要請により通知する場合
2. 管理委託契約の通知義務に基づき委託管理会社へ通知する場合

駐車場使用細則

(前文)

プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 (以下「対象物件」という。)に設置される駐車場 (以下「本駐車場」という。)の使用について、対象物件管理規約第15条、第19条及び別表第3に基づき、本駐車場の使用に関し、駐車場使用細則 (以下「本細則」という。)を定める。

(駐車場使用契約)

第1条 本駐車場の使用を希望する区分所有者及び占有者 (以下「区分所有者等」という。)は、管理組合と所定の駐車場使用契約を締結しなければならない。

(使用の申込及び使用者の決定)

第2条 本駐車場の使用を希望する区分所有者等は、理容店に申し込み、理事長は使用場所を指定する。
2 使用については、以下の優先順位により使用できるものとする。

- 一 プレミアムレジデンスに居住する区分所有者 (同居人を含むが、占有者を除く。)で1台目使用者
- 二 前1号にかかわらず空き区画がある場合、プレミアムレジデンスに居住する区分所有者 (同居人を含むが、占有者を除く。)で2台目使用者
- 三 前1号及び2号にかかわらず空き区画がある場合、プレミアムレジデンスの占有者並びにオーナーズレジデンスに居住する区分所有者等

(使用台数)

第3条 本駐車場の使用台数は1住戸1台までとし、引渡後空駐車場がある場合は、前条第2項に基づき使用希望者の優先順位により補充する。ただし、プレミアムレジデンスに居住する区分所有者で1台目の駐車希望者が発生した場合優先的に使用できるものとし、空駐車場がない場合は、使用者決定の優先順位の低い順に契約区画を解約 (同条件の場合は契約期間の長い順に解約) し、1台目の駐車希望者が使用できるものとする。なお、解約に該当する者は3ヶ月以内に当該契約区画を明け渡すこと。

(用途及び車両制限)

第4条 本駐車場は、車両の駐車以外の用に供してはならない。また、使用できる車両は、契約区画内に駐車を可能 (乗降スペース含む) な車両とする。なお、制限サイズ以上の車両を入驻したことにより、当該車両が損傷した場合、管理組合は一切の責任を負わないものとする。又、損傷の修理に関しては、対象物件に係る保険等 (管理組合用含む) は一切使用できないため、当該車両の保険等を使用し、自己の責任と負担において補修するものとする。

2 駐車でできる車両は一般乗用車とし、下記収用可能車両に限る。

タイプ	区画番号	台数	収容車数 (単位: mm または以下)		
			全長	全幅	重量
屋外駐車場 (車両式)	N3-3 [EV対応]	3	5,300	2,500	—
	N4 [EV対応]	1	5,000	2,300	—
	N5-14	10			2,050
エレベーターパーキング	N6-15～34	20	5,300	2,050	1,800
	N6-35～48	14			1,650

※No.1～1は電気自動車専用充電コンセントが設置されています。(他種充電ではありません)
 ※入庫時にICカードを使用することにより、駐車時間の短い契約サイズの空パレットを自動で搬送します。
 ※特定の区画番号に駐車するということはありません。
 ※最低地上高さは1.0 mとなりません。
 ※最低地上高さは1.0 mとなりません。
 ※エレベーターの左右は140 mmの立上りがあるため、オプションのパーツの取付け等によりドアが開かないことがありま
 ※上記サイズに適合しても車庫やアンテナ・キャリア・スベアタイヤ・エアロパーツなどの装飾品により駐車できない場合があります。
 ※重量は平均値に記載されている重量と実際の重量と異なる場合があります。
 ※入庫時にICカードは折りたたんでください。
 ※全長寸法に適合しても車庫やアンテナ・キャリア・スベアタイヤ・エアロパーツなどの装飾品により駐車できない場合があります。
 ※重量は、車庫に記載されている重量と実際の重量と異なる場合があります。

タイプ	区画番号	装飾状況	使用料	取付が可能な(単位: mm または kg)	
				金具	金具
局外契約駐車場 (地上5段昇降式)	No.1～5	地上5段	5	20,000	2,100
	No.6～9	地上4段	4	17,000	1,900
	No.10～13	地上3段	3	13,000	1,550
	No.14～17	地上2段	2	10,000	1,550
	No.18～21	地上1段	1	25,000	2,100

※最低地上高さは120mm となります。
 ※入庫時にICカードは折りたたんでください。
 ※全長寸法に適合しても車庫やアンテナ・キャリア・スベアタイヤ・エアロパーツなどの装飾品により駐車できない場合があります。
 ※重量は、車庫に記載されている重量と実際の重量と異なる場合があります。

(使用権の譲渡又は貸与)

第5条 本駐車場を使用する区分所有者及び占有者は、本駐車場使用に関する権利を他に譲渡若しくは、その場所を他に賃貸することはできません。ただし、賃貸の相手は区分所有者と生計を共にする同居人であるとき、又はその管理組合の承認による承認を得たときはこの限りでない。

(占有部分の譲渡)

第6条 本駐車場を使用する区分所有者は、占有部分を第三者に譲渡したときは、本駐車場使用に関する使用権を失い、使用場所を直ちに管理組合に明け渡さなければならない。

(使用権の明け渡し)

第7条 本駐車場の利用者は長期間（3ヶ月）に亘って、使用場所を駐車場として使用しない場合は、その使用権を失い、無条件で管理組合に明け渡さなければならない。

(車の貸与及び返却)

第8条 理事長は、本駐車場を使用する区分所有者に対し、駐車場使用のための鍵を貸与する。本駐車場を使用する区分所有者は、本契約が終了した際には、速やかに理事長に対し鍵を返却しなければならない。なお、鍵を紛失した場合は、本駐車場を使用する区分所有者の責任と負担において処理するものとする。

(損害賠償)

第9条 本駐車場を使用する区分所有者は、使用場所を自己の責任において管理するものとし、車両の破損、盗難、駐車中の事故、他の車両との事故並びに人身事故等の損害及び賠償を管理組合及び管理会社請求することはできない。また、事故発生時は速やかに理事長に連絡すること。

(使用料金の納入)

第10条 本駐車場を使用する区分所有者及び占有者は、別に定める使用料を管理組合の指定する日

で支払うものとし、3ヶ月以上使用料を支払わないときは、その使用権を失うものとする。
 2 占有者が使用料を支払わないときは、区分所有者が連帯して責任を負わなければならない。
 (保管場所使用承諾書の発行)

第11条 本駐車場を使用する区分所有者及び占有者が、車庫証明申請のため保管場所使用承諾証明書が必要とするときは、管理組合理事長に申請するものとし、管理組合は当該証明書を発行するものとする。

(注意及び遵守事項)

第12条 本駐車場使用者は、次の各号に掲げる事項を注意及び遵守しなければならない。

- 自動車内に貴重品、その他物品を留置しないこと。また、ドア、トランク等は必ず施錠すること
- 本駐車場内では、禁煙を厳守するほか、火気を使用しないこと
- 洪水・爆発性及び引火性の危険物を本駐車場内に持ち込まないこと
- 本駐車場では、他の物品を留置等、駐車以外の用途には使用しないこと
- 警告を鳴らし又はドアを強く閉める等、騒音を生じる行為をしないこと
- 本駐車場内の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- 集会、消防訓練、施設の保守点検、その他管理組合が必要と認めた場合、管理組合は、本駐車場の使用者に対して当該部分の供与を申し出ることができ、この場合、使用者は、協力すること
- 本駐車場内での喫煙をしないこと
- 駐車場設備への看板、貼札等をしないこと
- 大雨、台風等により、冠水のおそれがある場合には使用者の責任において速やかに車両を搬送させること

(管理運営)

第13条 理事長は、本駐車場に関する事務手続き及び会計業務を行う。

(使用料金の収付)

第14条 使用料金は、理事長が提案し総会の議決によって変更される場合がある。

付 則

(効力発生)

第1条 本規則は、対象物件管理規約発効の日から施行する。

(改 則)

第2条 本規則の改廃は、総会の決議により行う。

2 本規則に定めのない事項については、理事会で協議し決定する。

ブレサンス ジェネ 新栄町駅前 菱
駐車場使用契約書

ブレサンス ジェネ 新栄町駅前 菱管理組合 (以下「甲」という。)とブレサンス ジェネ 新栄町駅前 菱 (以下「対象物件」という。) 号 _____ (以下「乙」という。)とは、対象物件管理規約第 15 条に基づき、次の条項により駐車場使用契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

(目的)

第 1 条 甲はその管理にかかっている駐車場 _____ 番を乙の自動車駐車を目的として、乙に使用させるものとする。なお、使用できる車両は契約区画内に駐車可能 (乗降スペース含む) な車両とする。

(使用料の減額、転貸)

第 2 条 乙は駐車場使用権を如何なる第三者にも譲渡し、若しくは転貸することはできない。ただし、当該譲渡又は貸与の相手が生計を共にする同居人、又は予め管理組合の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(使用料)

第 3 条 駐車場使用料は 1 ヶ月金 _____ 円也とする。

乙は当月分使用料を当月指定日までに甲の指定する方法によって甲に支払うものとする。

ただし、月の途中での契約締結の場合、1 ヶ月未満の料金は日割り金額 (1 ヶ月分の金額を当該月の暦日数で除し、契約期間開始日を含む月末までの日数を乗じ、10 円未満の端数を四捨五入したもの) とする。

2 得料、物価水準の騰落、及び他の駐車場使用料との比較上、又はその他の事情により使用料が不当となつた場合は、第 4 条の契約期間内であっても甲が管理規約の定めに基づき、これを相当な額に改定することができるものとする。

(契約期間)

第 4 条 本契約期間は _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。

2 本契約期間満了 2 ヶ月前までに甲から別段の申し出がないときは、本契約は期間満了の翌日より、引き続き同一条件をもつて 1 年毎に自動的に更新されるものとする。

(鍵の貸与及び返却)

第 5 条 甲は、乙に対し、駐車場使用のための鍵を貸与する。乙は、本契約が終了した際には、速やかに甲に対し鍵を返却しなければならない。なお、鍵を紛失した場合は、乙の責任と負担において処置するものとする。

(使用上遵守事項)

第 6 条 乙は、駐車場の使用に関し管理規約並びに駐車場使用細則の関係条項を遵守するほか、次の各

号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 甲の指示及び案内標識に従い、安全に留意すること
- 二 乙は、第 1 条で制限された車両高さより高く積荷した車両を入場させないこと
- 三 入庫した車両はサイドブレーキをしっかりと掛け、ドアの施錠等をする
- 四 駐車場内で整備及びエンジン調整、燃焼調整等により騒音を発しないこと
- 五 駐車場の施設又は器具等に汚損、毀損を与えたときは、速やかに理事長に連絡し、その指示を受けること

六 深夜及び早朝の入庫においては、居住者に迷惑をかけること

七 駐車場内には自動車以外の物を置かないこと

八 ガソリン機・発電機等引火性の高いものその他、発火性の高い危険物を一切持ち込んではならないこと (ただし、自動車燃料タンク内のものは除く。)

九 煙草の吸殻、塵芥等は所定の場所に捨てること

十 駐車場内では喫煙しないこと

十一 出庫車優先通行のこと

十二 駐車場内への車の駐車方法は敷地に充分なスペースが無いため慎重に運転操作を行うこと

十三 定められた位置まで乗り入れること

十四 駐車場使用に伴う事故については、事故当事者間において責任をもって解決すること

十五 大雨、台風等により、冠水のおそれがある場合には乙の責任において速やかに車両を退避させること

十六 その他、対象物件の居住環境を阻害する行為をしないこと

(賠償責任)

第 7 条 甲は天災地変、盗難、火災、暴動等理由の如何を問わず、乙が被った被害に対し賠償の責を負わないものとする。

2 乙又はその関係者が故意若しくは過失により、駐車場又は対象物件諸施設に損害を与えた場合、乙は遅滞なくその損害全額について賠償しなければならないものとする。

3 乙又はその関係者が制限サイズ以上の車両を入庫したことにより、当該車両が損傷した場合、甲は一切の責任を負わないものとする。また、損傷の修理に関しては、対象物件に係る保険等 (管理組合用含む) は一切使用できないため、当該車両の保険等を使用し、乙の責任と負担において補修するものとする。

(契約解除)

第 8 条 乙が 3 ヶ月以上管理費・修繕積立金及び各種使用料の支払を怠った場合、甲は乙に対し通知、催告を要せず本契約を解除し得るものとする。

2 乙が本契約を解約する場合は、甲に対し、1 ヶ月前までに書面にて届けるものとする。なお、解約月の駐車場使用料の日割精算は行わないものとし、解約書面の届出日の翌月末日までの使用

電気自動車充電設備使用細則

(前文)
プレサンス ジェネ 新森町駅前 駅の駐車場に設置される電気自動車充電設備（以下「充電設備」という。）の使用については、対象物件管理規約第15条、第19条に基づき、電気自動車充電設備使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

(電気自動車充電設備使用契約)
第1条 本充電設備の使用を希望する区分所有者は、管理組合と所定の電気自動車充電設備使用契約を締結しなければならない。

(用途)
第2条 本充電設備は、平面式駐車場No.1～4に設置されており、車両の充電以外に使用してはならない。万一、充電設備使用者の故意または過失により充電設備が破損した場合は、自己の責任と負担において修繕等を行うものとする。

(使用権の譲渡又は貸与)
第3条 本充電設備を使用する区分所有者は、使用に関する権利を他に譲渡若しくは、その場所を他に転貸することはできない。ただし、当該譲渡又は貸与の相手が生計を共にする同居人であるとき、又は予め管理組合の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(譲渡、解約)
第4条 本充電設備を使用する区分所有者は、専有部分を第三者に譲渡または駐車場使用契約を解約したときは、本充電設備使用に關する使用権を失い、使用場所を直ちに明け渡さなければならない。

(損害賠償)
第5条 本充電設備を使用する区分所有者は、使用場所を自己の責任において管理するものとし、設備の破損、天災地変、事故並びに人身事故等の損害及び賠償を管理組合及び管理者に請求することでは
ない。また、事故発生時は速やかに管理者に連絡すること。

(使用料金の納入)
第6条 本充電設備使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
一 本充電設備を使用する区分所有者は、電気使用料を駐車場使用料とは別に支払うものとし、管理組合は管理規約第6条に定める徴収方法により徴収するものとする。
二 電気使用料は、充電設備専用の私設メーターを毎月管理会社が数値の読み取りを行い、1kWh当たり30円（10円以下切り捨て）にて計算するものとする。

(使用上の遵守事項)
第7条 本充電設備使用者は、管理規約並びに使用細則の関係条項を遵守する。
(使用料金)
第8条 使用料金は、理事会が提案し総会の議決によって変更することができる。

料を乙は甲に支払うものとする。
3 第4条の契約期間中であっても、乙が対象物件の区分所有権を失ったときは本契約は当然解除されるものとする。
4 乙が本契約及び管理規約・駐車場使用細則の各条項に違反したとき、又は正当な理由なく乙の指示に従わないときは、甲は本契約を解除することができる。この解除について乙は何ら異議申し立てはできないものとする。

(駐車場返還)
第3条 乙は本契約が満了、又は契約解除となったときは駐車場を原状に回復の上速やかに車両を撤去し無条件で返還しなければならない。なお、乙が駐車場に車両を放置した場合、甲は車両を撤去することができるものとする。また、甲は車両の撤去費用を乙に請求できるものとする。

(車両撤去)
第10条 甲が駐車場の改築等のため、一時車両撤去を乙に申し出たときは、何ら異議を申し立てず甲の指示に従うものとする。乙は、車両の一時撤去に伴い費用負担が生じてもこれを甲に請求せず、又撤去期間についての駐車場使用料の減額を甲に請求しないものとする。

(管理規約並びに本契約等の遵守)
第11条 乙は管理規約、駐車場使用細則並びに本契約を遵守しなければならない。
(規定外事項)

第12条 本契約条項の解釈、又はこの契約に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙誠意をもって協議決定する。

以上、契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日
貸主 (甲) プレサンス ジェネ 新森町駅前 駅 管理組合
甲 代理人 大阪市中央区淡路町三丁目1番5号
管理代行者 日本管財住宅管理株式会社

借主 (乙) 当番号 号室

車両登録番号	
車 名	
所 有 者 名	

別記様式 7-2 (駐車場使用細則第 1 条関係)

ブレサンス ジェネ 新栄町駅前 葉
電気自動車充電設備使用契約書

ブレサンス ジェネ 新栄町駅前 葉管理組合 (以下「甲」という。) とブレサンス ジェネ 新栄町駅前 葉 (以下「対象物件」という。) 号室 (以下「乙」という。) とは、対象物件管理規約第 19 条に基づき、次の条項により電気自動車充電設備使用契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(目的)

第 1 条 甲はその管理にかかるとする駐車場区画 番の充電設備を乙に使用させるものとする。なお、使用できる車両は契約区画内に駐車可能 (乗降スペース含む) な車両とする。

(使用権の譲渡、転貸)

第 2 条 乙は充電設備使用権を如何なる第三者にも譲渡し、若しくは転貸することはできない。ただし、当該譲渡又は貸与は貸与の相手が生計を共にする同居人及び三親等以内の血族又は配偶者であるとき、又はその管理組合の専断による承諾を得たときはこの限りでない。

(使用料の納入)

第 3 条 乙は、使用料について次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 乙は、充電設備の電気使用料を駐車場使用料とは別に支払うものとし、甲は管理規約第 6 条に定める徴収方法により徴収するものとする。

二 電気使用料は、充電設備専用の私設メーターを毎月管理会社が数値の読み取りを行い、1 kWh 当たり 30 円 (10 円以下切り捨て) にて計算するものとする。

2 将来、電気料金の騰貴又はその他の事情により使用料が不当となった場合は、第 4 条の契約期間内であっても甲が管理規約の定めに基づき、これを相当な額に改定することができるものとする。

(契約期間)

第 4 条 本契約期間は別に定める駐車場使用契約期間と同一とする。

2 本契約期間満了 2 ヶ月前までに甲から別段の申し出がないときは、本契約は期間満了の翌日より、引き続き同一条件をもって 1 年毎に自動的に更新されるものとする。

(賠償責任)

第 5 条 乙は、使用場所を自己の責任において管理するものとし、設備の破損、天災地変、事故並びに人身事故等の損害及び賠償を管理組合及び管理者に請求することはできない。また、事故発生時は速やかに管理者に連絡すること。

(契約解除)

第 6 条 乙が使用料を所定どおり支払わなかったとき、その他本契約の各条項並びに使用細則等に違反した場合、甲は乙に対して何等の通知催告を要さず、直ちに本契約を解除することができる。

2 第 4 条の契約期間中であっても、乙が対象物件の区分所有権を失ったときは、本契約は当然解除されるものとする。

(中途解約)

第 7 条 乙が本契約を解約する場合は、甲に対し、1 ヶ月前までに書面にて届けるものとする。

(駐車場返還)

第 8 条 乙は本契約が満了、又は契約解除、解約となったときは駐車場を原状に回復の上、速やかに車両を撤去し無条件で返還しなければならない。なお、乙が駐車場に車両を放置した場合、甲は車両を撤去することができるものとする。また、甲は車両の撤去費用を甲に請求できるものとする。

(管理規約並びに本契約等の遵守)

第 9 条 乙は対象物件管理規約、使用細則並びに本契約を遵守しなければならない。

(規定外事項)

第 10 条 本契約条項の解釈、又はこの契約に定めのない事項について、疑義を生じた場合は、その都度、甲、乙誠意をもって協議決定する。

以上、契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

年 月 日

貸主 (甲) ブレサンス ジェネ 新栄町駅前 葉 管理組合
甲 代理人 大阪市中央区淡路町三丁目 1 番 5 号
管理代行 株式会社

借主 (乙) 室番号 号室

車両登録番号	
車 名	
所有者名	

駐主車輪場使用細則

(前文)

プレザンス ジェネ 新栄町駅前 葵 (以下「対象物件」という。) に設置される自転車置場・バイク置場・ミニバイク置場 (以下「本駐輪場」という。) の使用について、対象物管理規則第16条、第19条及び別添第3に基づき、駐輪場使用細則 (以下「本細則」という。) を定める。

(駐輪場の位置並びに草種)

第1条 本駐輪場の位置は、パンフレット図面に示す区域内とし、他の場所での駐輪は禁止する。ただし、乗客又は外來者の駐輪については、理事長の指示した位置とし、これを遵守させるものとする。

2 駐輪区域は、下表区域内に駐輪可能で一般的な自転車又はバイク・ミニバイク置場とする。また、自転車置場は、電動アシスト付自転車・チャイルドシートや大きなカゴ付き自転車・車輪の太い自転車・三輪の自転車・補助車輪付自転車等の場合、またハンドルの形状等により、利用不可または利用しづらい場合があること。

3 本使用細則第10条に基づき理事会の決議によりバイク置場及びミニバイク置場を自転車置場として使用する場合は、バイク置場及びミニバイク置場の使用料と同様とする。

タイプ	台数	高さ×幅 (単位: cm)	備考
屋外 バイク置場 (平置き)	8	2,300×1,200	※区域サイズは取組可能なサイズではないこと。 ※高さは盗難防止バイクを含むこと。
屋内 ミニバイク置場 (平置き)	16	2,000×800	
屋内 自転車置場 (ラック式)	4		※自転車置場は、電動アシスト式自転車・チャイルドシートや大きなカゴ付き自転車・車輪の太い自転車・三輪の自転車、補助車輪付自転車等の場合、またハンドルの形状等により利用不可能又は利用しづらい場合があること。
屋内 自転車置場 (大型対応スライドラック式)	18		※ラック式や大型対応スライドラック式・スライドラック式において、も全ての自転車が利用可能という訳ではないこと。
屋内 自転車置場 (スタンドラック式)	370		

(駐輪場への駐輪義務等)

第2条 区分所有者等は、その保有する自転車等を駐輪場以外の敷地及び共用部分等に駐輪してはならない。

(細則の適用範囲)

第3条 本駐輪場の使用者は、全てこの細則の適用を受けるものとする。

(使用者の資格)

第4条 本駐輪場を使用できる者は、現に対象物件に居住している者とする。

(管理運営)

第5条 この細則に基づき本駐輪場の管理運営は、管理組合がこれにあたる。

(記録)

第6条 本駐輪場の使用を希望する者は、理事長に所定の「駐輪場使用申込書」(別記様式8)を提出し、申請手続を完了しなければならない。原則として、自転車・バイク・ミニバイクはそれぞれ1

住戸1台までとする。ただし、自転車についてはA・C・C'・D・D'・E・F・Gタイプは1住戸2台とする。

空き区画がある場合は、管理組合の定める方法にて補充する。なお、自転車・バイク・ミニバイクは2台目(A・C・C'・D・D'・E・F・Gタイプの自転車は3台目)以上を希望する場合、1台目の希望者に劣後する。

2 本使用細則第10条に基づき理事会の決議によりバイク置場及びミニバイク置場を自転車置場として使用している使用者は、バイク置場及びミニバイク置場の使用希望者から使用の申し込みがあった場合、申し込みのあった翌々月末をもって使用区画を明け渡さなければならない。

3 理事長は、使用申請を受理し許可するときは、使用申込み書を受領した後、使用者の車前であることを示すシール(シール代1枚200円)及び捺印書を交付しなければならない。

4 使用申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに理事長に届け出なければならない。

(使用期間)

第7条 使用期間は1年単位とし、10月1日から翌年の9月末日までとする。

2 使用期間の途中から使用を希望する場合は、使用の許可を受けた日から直近の9月末日までとする。ただし、期間満了の日までに使用者から解約の意思表示がない場合は、契約を更に1ヶ年延長するものとし、以後もこれに準ずる。

(使用料金の納入)

第8条 本駐輪場の使用者は、別に定める使用料を管理費と共に管理組合の指定する日までに支払うものとし、3ヶ月以上使用料を支払わないときは、その使用権を失うものとする。なお、月の途中からの使用の場合は使用開始月の使用料は無料とし、翌月分より納入しなければならないものとする。

(使用の中止)

第9条 本駐輪場の使用者は、使用を中止する場合、理事長に所定の「駐輪場使用中止届」(別記様式8)を1ヶ月前までに届け出るものとする。なお、解約月の使用料の日割精算は行わないものとし、中止届の届出日の翌月末日までの使用料を管理組合に支払うものとする。

(用途以外の使用禁止)

第10条 本駐輪場の使用者は、自転車置場は自転車のみ、バイク置場はバイクのみの置場として、ミニバイクはミニバイク置場として使用し、他の用途に使用してはならない。ただし、バイク置場及びミニバイク置場は空き区画がある場合は、理事会の決議により自転車置場として使用させることができる。

(損傷行為の禁止と賠償)

第11条 本駐輪場の使用者は敷地内の各施設又は本駐輪場を損傷してはならない。

2 本駐輪場の使用者が故意又は過失により、前項の物件を損傷したときは、遅滞なくその損害全額について賠償しなければならないものとする。

(車両の管理安全義務)

第12条 本駐輪場における自転車及びバイク・ミニバイクの保管管理については、使用者の責任で行うものとする。

2 本駐輪場の使用中に生じた一切の事故(盗難を含む)については、全て使用者の負担で処理し、管理組合は使用者に対して損害賠償等の責を一切負わないものとする。

3 敷地内では、事故防止のため、エンジンを切り下車して通行するものとする。

(事故の届出義務)

第13条 敷地内で事故が発生させた者は、法律の定める義務の他、理事長に直ちに届け出なければならない。

別記載式8（駐輪場使用細則第6条関係）

駐輪場使用申込書	
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 募 管理組合理事長 殿 (申込者) プレサンス ジェネ 新栄町駅前 募 号室 ④	年 月 日
私は、プレサンス ジェネ 新栄町駅前 募の駐輪場を使用したいので、管理規約第34条および駐輪場使用細則第6条の規定により以下の通り申し込みたいします。	
1. 使用開始日 年 月 日 2. 使用台数 (自転車) 台・(バイク) 台・(ミニバイク) 台 3. 使用区画 (自転車) 番・(バイク) 番・(ミニバイク) 番	年 月 日
④ 切り返り ⑤	
駐輪場使用承認書	
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 募 号室 様	年 月 日
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 募 管理組合 管理代行 日本管財住宅管理株式会社 ④	
申込のあった駐輪場の使用について、以下の通り承認いたします。	
1. 使用開始日 年 月 日 2. 使用台数 (自転車) 台・(バイク) 台・(ミニバイク) 台 3. 使用区画 (自転車) 番・(バイク) 番・(ミニバイク) 番 4. 使用料金(月額) (自転車) 円・(バイク) 円・(ミニバイク) 円 5. シール代(初回) (自転車) 円・(バイク) 円・(ミニバイク) 円	年 月 日

※本書記載の個人情報に関しては、次に定める場合の他、規約及び使用細則の定めに基づき管理組合運営のために必要な場合に限り使用いたします。

1. 公的捜査機関の捜査要請により通知する場合
2. 管理委託契約の通知義務に基づき委託管理会社へ通知する場合

らない。

(シールの貼付位置)

第14条 シールは各車両の後輪カバー等自立つ部分に貼付しなければならない。

2 シールが破れたり紛失したときは、直ちに再発行手続を受けなければならない。

(撤去等)

第15条 理事長は敷地内における登録外の車両及び遵守義務違反者の車両について、理事長は、自ら自転車等及び放置物の移動その他の必要な措置を講じることができる。また、第三者に講じさせることができる。

(使用料金の改定)

第16条 使用料金は、理事会が提案し総会の議決によって変更される場合がある。

5付 目川

(効力発生)

第1条 本細則は、対象物件管理規約発効の日から施行する。

(改廃)

第2条 本細則の改廃は、総会の決議により行う。

2 本細則に定めのない事項については、理事会で協議し決定する。

駐輪場使用中止届

プレサンス ジェネ 新栄町駅前 英
管理組合理事長 殿

(申込者)
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 英 号室

⑩

私は、プレサンス ジェネ 新栄町駅前 英の駐輪場の使用を中止したいので、管理規約第3
4条および駐輪場使用細則第9条の規定により以下の通り届出いたします。

1. 使用中止日 年 月 日
2. 使用区画 (自転車) 番・(ミニバイク) 番・(バイク) 番

切り取らない

駐輪場使用変更申請書

プレサンス ジェネ 新栄町駅前 英
管理組合理事長 殿

(申込者)
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 英 号室

⑩

私は、使用中のプレサンス ジェネ 新栄町駅前 英の駐輪場について変更をしたいので、以
下の通り申請いたします。

- 変更内容 車両の変更 (シールの再発行) ・ シールの再発行のみ
(○で囲む)
- 申請理由 シールの破損、汚損 ・ その他 ()
(シールの再発行のみの場合記入、○で囲む)
- 使用区画 (自転車) 番・(ミニバイク) 番・(バイク) 番
- シール代 (初回) (自転車) 円・(ミニバイク) 円・(バイク) 番

※本書記載の個人情報に関しては、次に定める場合の他、規約及び使用細則の定めに基づく管理組合
運営のために必要な場合に限り使用いたします。

- 公的調査機関の調査要請により通知する場合
- 管理委託契約の通知義務に基づき委託管理会社へ通知する場合

開口部改良工事実施細則

(目的)

第1条 プレサンス ジェネ 新栄町駅前 英管理組合 (以下「管理組合」という。)は、プレサンス ジ
ェネ 新栄町駅前 英 (以下「対象物件」という。)管理規約第19条及び第24条に基づき、建
物の共用部分のうち、防犯、防音、防露、断熱又は耐震等の住宅の性能向上等のために、各住戸
の窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部の改良工事 (以下「開口部改良工事」という。)を、
区分所有者が実施する場合における必要な事項を定める。

(開口部改良工事の実施条件)

第2条 開口部は共用部分であるために、開口部改良工事は、管理組合が計画修繕等として実施するこ
とが原則であるが、管理組合が速やかに実施できない場合においては、各区分所有者は、この細
則に従い、自己の責任と負担において開口部改良工事を実施することができる。

2 区分所有者が前項により開口部改良工事を実施した後に管理組合が同一又は類似の工事を実
施した場合において、当該区分所有者は、一切異議の申立又は補償請求、管理費等の減免請求、
費用の管理組合委託の請求等を行うことはできない。

3 開口部改良工事実施後の当該開口部の管理 (維持、修繕、取替え、清掃等) は、管理規約及び
この細則に依り区分所有者の責任と負担において行われなければならない。

4 管理組合が計画修繕等を行う場合において、開口部改良工事を実施した部位が支障になると管
理組合が認めたときは、当該区分所有者の責任と負担において原状回復をしなければならない。

5 第3項及び第4項の規定にかかわらず、開口部の管理又は原状回復の取扱いについては、総会
において別段の定めをすることができる。

(誓約書の提出及び効力)

第3条 開口部改良工事を行う区分所有者は、前条第2項から第4項までに定める条件を遵守
する旨の誓約書 (別記様式9) を理事長に提出し、誓約事項を遵守しなければならない。

2 前項の誓約事項は、当該区分所有者の包括承継人及び特定承継人もその義務を承継するものと
する。

(工事の承認等)

第4条 区分所有者は、開口部改良工事を行うときは、工事开工の1ヶ月前までに、設計図、
仕様書及び工程表を添付した所定の申請書 (別記様式9) に必要事項を記入の上、管理組合理事
長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請につき、承認しようとするとき、又は不承認しようとする
ときは、理事会の決議を経て、申請を受けた日より1ヶ月以内に申請者に結果を通知しなけれ
ばならない。

3 理事長は、開口部改良工事が次の各号に該当する場合は、承認を行ってはならない。

- 主要構造部 (建物の構造上重要な壁、柱、床、梁、屋根又は階段をいう。) 又は他の住戸に
悪影響を与える場合
 - 建築基準法、消防法等法令に違反する場合
 - 防犯、防音、防露、断熱又は耐震等の住宅の性能向上等にほとんど資することがない場合
 - 建物及び他住戸と調和を乱す形状、色彩、材質となる場合
 - 承認申請者が第3条において不適切と判断した場合
- 4 理事長は、前項の審議を行うに当たっては、必要に応じて、管理組合の責任と負担において、
外部の専門的知識を有する者の助言を求めることができる。

5 区分所有者は、第2項による承認を受けないで開口部の工事を行ってはならない。

(工事の実施)

第5条 区分所有者は、前条第2項による承認通知を受けた場合、その承認の範囲内において開口部改良工事をを行うことができる。

2 区分所有者は、開口部改良工事に着手する前に、管理組合所定の掲示板に工事を承認する旨と工事内容、工事期間、工事業者名、連絡先等を記載した書面を掲示して、居住者に周知しなければならない。

3 理事長又はその委任を受けた者は、必要があるときには、区分所有者又は占有者に対して、開口部改良工事現場への立ち入りを請求することができる。この場合において、区分所有者又は占有者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

4 区分所有者は、開口部改良工事が完了した場合は、書面にて理事長に届け出ること。

(工事中の遵守事項)

第6条 区分所有者は、開口部改良工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 工事期間、作業休日、作業時間、工事内容等について、承認を受けた条件を遵守すること。
- 二 承認を受けた工事条件に変更を生じる場合は、予め理事長にその旨を報告し、軽微な変更を除き、理事長の指示に従い改めて承認を受けること。
- 三 工事に伴う騒音、塵埃等により、他の居住者に迷惑をかけることのないように最大限の配慮を払うこと。
- 四 作業員のマナー維持（服装、喫煙、喫煙、挨拶、言動、駐車等）には十分に注意すること。
- 五 敷地及び共用部分には、機材、材料等を放置することのないように整理・整頓に努めること。
- 六 工事の残材や廃棄物の処分は、施工者及び施工業者の責任において処理すること。
- 七 機材、材料等の運搬に当たっては、居住者の迷惑とならないように配慮するとともに、建物等の毀損・汚損に注意すること。
- 八 工事に関し苦情・要望等が発生した場合は、誠意をもって対応すること。

(区分所有者以外の者による工事の禁止)

第7条 区分所有者は、開口部改良工事を占有者等区分所有者以外の者が行うことは認めなければならない。

2 区分所有者は、その同居人又は占有者若しくはその同居人がこの細則に違反する行為を行った場合には、その是正等のため必要な措置を講じなければならない。

(違反者に対する措置)

第8条 区分所有者が開口部改良工事に関して、管理規約又はこの細則に違反した場合には、理事長は、理事会の決議を経て、次の措置を講ずることができる。

- 一 当該区分所有者に対して行為の是正若しくは是正若しくは原状回復を指示すること。
- 二 区分所有者が前号の指示に従わない場合は、承認を取り消すこと。
- 三 区分所有者が前各号の指示に従わない場合は、差止め又は原状回復のため必要な措置の請求に関して、管理組合を代表して訴訟その他の法的措置を講ずること。

2 第1項第三号の訴えをする場合、理事長は、請求の相手方に対し、連帯金としての弁護士費用及び差止め等のための諸費用を請求することができる。

(工事実施細目)

第9条 開口部改良工事の実施上の細目については、理事長が理事会の承認を経て定めることができる。

(効力発生)

第1条 本細則は、対象物件管理規約発効の日から施行する。

(改廃)

第2条 本細則の改廃は、総会の決議により行う。

2 本細則に定めのない事項については、理事会で協議し決定する。

開口部改良工事実施申請書

プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵
管理組合理事長 殿

年 月 日

プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 号室

氏名 号室

私は、下記により、私の責任と負担において開口部の改良工事を実施したので、管理規約第34条および開口部改良工事実施細則第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 対象住戸 号室
2. 工事内容
3. 工事期間 年 月 日 から 年 月 日まで
4. 工事時間帯 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
5. 作業休日 日曜日及び祝日
6. 施工業者名
7. 添付書類 ☐ 設計図 ☐ 仕様書 ☐ 工程表
☐ その他（ ）
☐（開口部改良工事実施に伴う誓約書）

開口部改良工事実施に伴う誓約書

プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵
管理組合理事長 殿

年 月 日

プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 号室

氏名 号室

私は、このたび申請しました開口部改良工事実施をご承認頂きました場合は、開口部改良工事実施細則第9条第1項及び第4条第1項の規定に基づき、下記の事項を遵守することを誓約致します。

記

1. 私が開口部改良工事を実施した後に、管理組合が同一又は類似の工事を実施した場合においても、私は、そのことに限して、一切、異議の申立又は補償請求、管理費等の減免請求、費用の管理組合負担の請求等はいたしません。
2. 開口部改良工事実施後の当該開口部の管理（維持、修繕、取替え、清掃等）は、管理規約及び開口部改良工事実施細則に従い、私の責任と負担において行います。
3. 管理組合が計画修繕等を行う場合において、私が開口部改良工事を実施した部位が支障となると管理組合が認めた場合は、私の責任と負担において原状回復を行い、管理組合には、異議申立及び補償請求、管理費等の減免請求、費用の管理組合負担の請求等は一切いたしません。
4. この誓約事項は、私の専有部分の承継人にも承継させます。

以上

ラウンジ使用細則

(前文)

プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理組合（以下「管理組合」という。）は、プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理規約（以下「規約」という。）第19条に基づき、ラウンジ（以下「本ラウンジ」という。）の適切使用と良好な環境を維持するために必要な事項について、次の通りラウンジ使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

(使用の原則)

第1条 管理組合は、管理組合が業務上使用する場合を除き、本ラウンジをプレミアムレジデンス区分所有者ならびに占有者（以下「組合員等」という。）の次の各号に掲げる目的のために使用できるものとする。ただし、営利目的の物品販売、特定の政治活動および宗教活動その他これらに類する行為のための使用はできないものとする。

- 一 来訪者との面談、接客、打合せ
- 二 組合員等の親睦を目的とした懇談、打合せ
- 三 前各号に掲げるもののほか、管理組合が必要と認めたもの

(使用時間)

第2条 本ラウンジの使用できる時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、理事長の承認を得たときは、この限りでない。

(遵守事項)

第3条 本ラウンジの使用にあたり次の各号を遵守しなければならない。

- 一 建物及び備品を故意に損傷し若しくは汚損しないこと。
- 二 使用後は整理すること。
- 三 飲食はしないこと。
- 四 喫煙はしないこと。
- 五 危険な行為はしないこと。
- 六 振動、騒音等、他の組合員等や来訪者に迷惑を及ぼす行為又は不快の念を抱かせる行為はしないこと。
- 七 子供が使用する場合には、保護者が同伴すること。
- 八 公序良俗に反する行為はしないこと。
- 九 その他、運営上支障をきたす恐れがあることはしないこと。
- 十 管理組合の指示に従うこと。

(使用者の注意事項)

第4条 プレミアムレジデンスの組合員等は本ラウンジの使用に善良なる注意をもって使用するとともに、他の者に迷惑を及ぼさないように心がけ、前条の事項を遵守しない組合員等については本ラウンジの使用を中止させ、または以後の使用をさせないことができるものとする。

(原状回復義務等)

第5条 使用者は本ラウンジの使用において破損又は遺失により建物の部分、設備及び什器備品を汚損又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

付 則

(効力発生)

第1条 本細則は、対象物件管理規約発効の日から施行する。

(改廃)

第2条 本細則の改廃は、総会の決議により行う。

2 本細則に定めのない事項については、理事会で協議し決定する。

コンシエンシャルサービス利用細則

(前文)

ブレサンス ジェネ 新築町駅前業 管理組合（以下「管理組合」という。）は、ブレサンス ジェネ 新築町駅前 業（以下「対象物件」という。）プレミアムレジデンス区分所有者、同居人、専有部分の貸与を受けた者（以下「区分所有者等」という。）の利益を守り、プレミアムレジデンス区分所有者等が快適な共同生活を維持するために対象物件管理規約第19条に基づき、コンシエンシャルサービス利用細則（以下「本細則」という。）を定める。

(目的)

第1条 本細則は、プレミアムレジデンス区分所有者等の共同住宅の居住環境の向上と相互の親睦並びに利便を図ることを目的として設けたコンシエンシャルサービス（以下「本サービス」という。）の利用にあたっての規定を定めるものである。

(管理運営)

第2条 本サービスの管理運営は、対象物件の管理会社が行う。

(利用項目)

第3条 本サービスの業務内容の基本は、「受付」「取次」「紹介」「施設予約」とする。

(利用内容)

第4条 区分所有者等は、次に掲げる目的のために本サービスを無償若しくは有償にて利用できるものとする。

- 一 館内設備や施設利用に関する受付及来訪者の受付案内業務
- 二 タクシー会社、宅配便の取次業務
- 三 リフォーム、引越し、ハウスクリーニング、家事代行サービス等の業者紹介業務（忘れ物等の取り扱いについて）

第5条 忘れ物の保管は、原則として預りの日から10日間とする。それ以降は、管理組合の判断で処分される場合があること。なお、忘れ物、拾得物の処置は、法令に基づいて取り扱うものとする。

付 則

(効力発生)

第1条 本細則は、対象物件管理規約発効の日から施行する。

(改廃)

第2条 本細則の改廃は、総会の決議により行う。

2 本細則に定めのない事項については、理事会で協議し決定する。

ペット飼育細則

(前文)

プレリンス ジェネ 新栄町駅前 菜 管理組合 (以下「管理組合」という。))は、プレリンス ジェネ 新栄町駅前 菜 (以下「対象物件」という。))管理規約第19条及び20条に基づき、愛玩動物及び身体障害者補助犬法に規定される盲導犬、聴導犬及び介助犬 (以下「本細則」という。))の飼育に際するペット飼育細則 (以下「本細則」という。))を定める。

(目的)

第1条 本細則は、対象物件のプレミアムレジデンスで、ペットを飼育する居住者 (以下「飼育者」という。))が遵守しなければならない事項を定めたものであり、飼育者は、本細則を確実に履行しなければならない。

(飼育の条件)

第2条 対象物件で飼育できるペットは、次のものに限る。

- 一 成獣の状態で概ね体長60cm以下程度 (頸・尻尾は除く) の犬、猫、ただし、1件戸につき、どちらか2匹までとする。ただし、身体障害者補助犬法に規定される盲導犬、聴導犬及び介助犬 (以下、総称して「補助犬」という。))にあつては、この限りではない。

二 小鳥及び爬虫類

三 常時、籠・水槽内で飼育できる小型愛玩動物

2 前項2号及び3号における筈及び水槽の大きさは、縦・横・高さの和が150cm程度のもとし、数は一つ以内とする。

3 第1項にかかわらず、下記の各号に掲げるペットは飼育できないものとする。

一 鳴き声が大きなペット及び臭いが強いペット

二 猛獣のおそれのあるクマ、ヘビ等のペット

三 理事会の判断により不適当とされたペット

(申請手続)

第3条 ペットの飼育を希望する者は、所定の申請書及び誓約書 (別記様式11) に必要事項を記入のうえ、管理組合理事長 (以下「理事長」という。))に申請しなければならない。

2 ペットの飼育を希望する者は、前項の申請にあつて、申請書に、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

一 ペットの全身が写った写真

二 ペットの種別が犬である場合は、狂犬病予防法に基づく保健所への登録書、及び狂犬病予防接種証明書 (何らかの理由で予防接種が受けられない場合は、狂犬病予防法附則第11条第1項第2号に規定する書類を添付しなければならない。)

三 補助犬にあつては、補助犬であることの証明書及び補助犬であることを必要とする申告書

(飼育の許可)

第4条 理事長は前条の定めにより申請を受けたときは、2週間以内にその可否を当該申請者に通知しなければならない。

(遵守事項)

第5条 飼育者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 ペットの飼育は専ら部分内で行うこと

二 補助犬を除くペットを住戸外に連れ出し連れ戻すときは、首輪をつけて引き組で繋ぎ、抱きかかえるか容器に入れること

三 対象物件内で、散歩をさせないこと

四 ペルコニー等共用部分で給餌、排泄、ブラッシング、抜け毛の処理等をしないこと

五 ペットが犬の場合、狂犬病予防法で定められた予防注射・登録を確実にし、理事長に届け

出ること

六 ペット飼育に関する理事長からの通知、勧告に従うこと

七 入浴、ブラッシングは、住戸内で行わせるとともに、脱毛による排水管詰まりに注意すること

八 非居住行為は、住戸内で行わせるとともに、臭気が外都に漏れないよう注意すること

九 鳴き声等で他に迷惑をかけるような注意すること

十 ペット (犬又は猫) が子供を産んだ場合、その子供の処置については、1週間以内に理事長に届け出ること

十一 ペット足洗いや、足以外のシャワー、シャンプー、ブラッシング、トリミングを行わないこと

十二 その他、他の居住者及び近隣住民に迷惑を与えたり、不快の念を抱かせる行為を行わないとともに、清潔な環境を守るよう努力すること

(損害賠償)

第6条 ペットが引き起こした事故、汚損、破損等は、当該ペット飼育者の責任と負担において処理しなければならない。

2 当該ペットが特定できないときは、第9条に定める飼育委員会の責任と負担において処理、解決しなければならない。

(許可の取消)

第7条 理事長は、次の各号に掲げる行為があつたときは、飼育者に対し、飼育取消許可又は飼育許可の取消を行うことができる。

一 飼育者が本細則の規定に反する行為をしたとき

二 3住戸以上から飼育中止の要請があつたとき

三 飼育取消許可に従わないとき

(許可取消の効果)

第8条 前条により理事長から飼育許可を取り消された飼育者は、取り消された日より2週間以内に飼育を中止しなければならない。

(飼育委員会)

第9条 飼育者は、全員で飼育委員会を組織し、他の居住者に迷惑を与えない飼育方法等の研修並びに飼育者相互の親睦を図るとともに、ペットの飼育をめぐり、居住者間に紛争が生じたときは、その調整及び解決に努める。

2 飼育委員会の組織・業務・運営等については、別に飼育委員会規定を定めることができる。

附 則

(効力発生)

第1条 本細則は、対象物件管理規約発効の日から施行する。

(改廃)

第2条 本細則の改廃は、総会の決議により行う。

2 本細則に定めのない事項については、理事会で協議し決定する。

ペット飼育申請書	
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理組合理事長 殿	年 月 日
(届出者) プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵	号室
私、プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵にてペットを飼育したいので、管理規約第3.4条およびペット飼育細則第3条の規定により、必要書類を添付の上以下の通り申請いたします。	
1. ペットの種類	_____
2. 品種・性別・年齢	_____ ・ オス/メス ・ _____
3. 体長・色	_____
4. 登録年月日・番号	_____ 年 _____ 月 _____ 日登録 ・ 登録番号 _____
5. 予防注射年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
(予防注射済証明書)	_____ 年 _____ 月 _____ 日
切り取らない	
【写真貼付欄】 ペットの全身がわかる写真を貼付すること。	

※本書記載の個人情報に関しては、次に定める場合の他、規約及び使用細則の定めに基づく管理組合運営のために必要な場合に限り使用いたします。

1. 公的検査機関の検査要請により通知する場合
2. 管理委託契約の通知義務に基づき委託管理会社へ通知する場合

ペット飼育に際しての誓約書	
プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵 管理組合理事長 殿	年 月 日
(誓約者) プレサンス ジェネ 新栄町駅前 葵	号室
私は、ペットの飼育にあたって、ペット飼育細則を遵守し、他に危害、迷惑をかけません。万一違反した場合には、ペット飼育細則第7条に基づき管理組合の指示に従うことを誓約いたします。	
万一違反した場合には、飼育を禁止されても異議は申し立てず、誠意をもって損害の賠償を行います。	

※本書記載の個人情報に関しては、次に定める場合の他、規約及び使用細則の定めに基づく管理組合運営のために必要な場合に限り使用いたします。

1. 公的検査機関の検査要請により通知する場合
2. 管理委託契約の通知義務に基づき委託管理会社へ通知する場合